

多胎妊娠に伴う妊婦健康診査補助の追加 費用支給(払戻し)について

多胎妊娠のため、久留米市の「妊婦健康診査補助券」の補助回数以上の妊婦健康診査が必要な方が、医療機関や助産所で健診・検査を受けられた場合、負担された費用の一部を支給いたします。

◆対象

健診・検査時に久留米市に住民登録がある方で、多胎児を妊娠されている方。

※ 15回目以降自費で実施した健診・検査分が支給対象になります。

※ 医療機関などへの支払金額が上限額よりも少ない場合は、支払金額を支給します。

【支給対象外になるもの】

- 健康保険が適用されている健診・検査の費用(自己負担割合が10割でないもの)
- 他の市町村で助成を受けている健診・検査など



◆支給上限額（令和3年4月1日現在）

「妊婦健康診査（基本健診）」に該当する健診について、最大5回分補助します。

1回あたりの支給上限額は5,100円です。

※ 令和4年4月1日以降の受診分については、上限額が変更となる場合や支給できなくなる場合があります。

◆申請方法

1. 申請場所 … こども子育てサポートセンター（市役所16階）

※総合支所、保健センター、市民センターでは、手続きできません。

出産日又は最後に受診した日から6か月以内に申請してください。

2. 申請に必要なもの

●親子(母子)健康手帳

※受診した医療機関で、健診・検査の記録を記入してもらうようにしてください

●医療機関等が発行した領収書

- ・受診者氏名、受診年月日、領収金額(保険適用外の健診・検査費用分)、
医療機関等の名称・住所が確認できるもの
＊医療費の明細書をお持ちの方は、ご持参ください

●受診者本人名義の預金通帳

- ・旧姓の口座は不可
- ・通帳がない方は、銀行口座が確認できるカードでも可

<申請窓口・お問い合わせ先>

久留米市役所
子ども未来部 こども子育てサポートセンター

〒830-8520

久留米市城南町 15-3 (久留米市役所 16 階)

電話 0942-30-9731 FAX 0942-30-9718